

— 労働環境整備等に取り組む保育事業者を応援します —

令和7年度埼玉県

保育補助者 雇上費貸付のご案内



保育士にとって働きやすい労働環境づくりに取り組んでいる保育事業者に対し、保育補助者（保育士資格は持たないが、保育所等に勤務し保育士の補助を行う者）の雇上げに必要な費用を無利子でお貸しします。

保育補助者が保育士資格を取得すると、借りの資金の**全額が返済不要**となります。

◆ 貸付対象 ◆(以下のすべてを満たす保育所等)

- ①令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に、新たに保育補助者の雇上げを行う県内の保育所等(さいたま市を除く)であること
- ②保育補助者は、保育に関する40時間以上の実習を受けた(又は受講予定)者である。または、それと同等以上であると県が認める者であること
- ③保育所等は、保育補助者の配置による具体的な勤務環境等の改善計画を策定し、当該計画に基づき保育士の勤務環境改善を行うことが可能であること(1年ごとに改善状況の確認あり)
- ④保育補助者は、週30時間以上の勤務であること

◆ 貸付額 ◆

最大3年間

年額最大 **295万3千円**

※補助対象期間が1年未満の場合は、この限りでない。

対象となる保育所等は「貸付の手引き」をご確認ください

◆ 返還免除の要件 ◆(いずれかを満たす場合)

- ・ **保育補助者が貸付を受ける期間中に保育士資格を取得した場合**
- ・ **保育補助者が貸付終了後1年の間に保育士資格を取得した場合**

◆ 申請期限 ◆

令和8年3月31日(必着)

(定員に達し次第受付終了)

ホームページに掲載している「貸付の手引き」をよく読み、申請に必要な書類をダウンロードし、必要書類を揃え、保育所等が所在する市町村の保育担当課に提出してください。※貸付の決定には審査があります。



◆ 埼玉県保育士・保育園支援センターのご案内 ◆

福祉人材センター/保育士・保育園支援センターは、厚生労働省の認可を受けた埼玉県社会福祉協議会が運営する無料職業紹介事業所です。求職者の紹介、採用活動のご相談等、全て無料でご利用いただけます。お気軽にお問い合わせください。

TEL 048-833-8057



◆ 貸付に関するお問い合わせ先 ◆

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会
福祉人材センター 育成資金課

TEL 048-824-3370